⑵　処分対象物件に関する特則（処分価額連動弁済方式）

管財人が平成23年３月10日までに、処分対象物件について売買契約等を締結した場合は、以下のとおり弁済を行う。

ア　実質売却価額が更生担保権額を上回る場合は、実質売却価額全額を弁済する。この場合において、実質売却価額と更生担保権額の差額については、更生担保権者に追加弁済したものとする。

イ　実質売却価額が更生担保権額を下回る場合は、実質売却価額を弁済に充て、同差額にかかる更生担保権については、一般更生債権の権利変更および弁済方法を適用する。

４　優先的更生債権

⑴　公租公課

延滞金等につき免除を受けたうえ、免除後の金額を更生計画認可決定日から１か月以内または平成23年１月19日のいずれか早い日に納付する。

⑵　労働債権

確定債権全額を更生計画認可決定日から３か月以内に弁済する。

退職年金債権およびロス・オブ・ライセンス年金債権については、各規程に定められた日に弁済を行う。

５　一般更生債権

⑴　権利の変更の内容と弁済方法の原則

ア　権利の変更

消滅する重複債権控除後の元本等確定債権について、更生計画認可決定日の翌日に87.5％の免除を受ける（弁済率12.5％）。

イ　弁済方法

免除後の金額について、平成24年から平成30年まで毎年３月末日限り、年１回の均等分割弁済を行う。

ただし、管財人は、裁判所の許可を得て、均等分割期間中であっても一括弁済を行うことができる。

なお、繰り上げによる早期一括弁済を行う場合でも、繰り上げ弁済を受けないことについて管財人と合意した更生債権者がいるときは、当該更生債権者についてのみ繰り上げ弁済を行わないことができる。

⑵　保証債務履行請求権に関する特則

重複債権以外の更生３社に対する保証債務履行請求権については、主債務者が約定に基づく返済を継続している限り、権利変更および弁済を留保する。主債務者が主たる債務の期限の利益を喪失した場合には、管財人がその旨の通知を受けた日において、確定更生債権額から当該時点までに主たる債務者が弁済した金額を控除した残額を確定更生債権額とみなし、⑴の一般更生債権と同様に、権利変更および弁済を行う。

⑶　年金基金の債権に関する特則

年金基金の債権は、『第１章、第３節、第２、５、⑾』記載の年金給付額の減額改定との整合から、以下のとおりの権利の変更および弁済を行う。

ア　権利の変更

①　更生計画認可決定日の翌日に、ＪＡＬ企業年金基金に対する支払掛金にかかる第１年金（会社負担分）の掛金率を49‰から43‰に変更する。

②　更生計画認可決定日の翌日に、ＪＡＬ企業年金基金に対する支払掛金にかかる特別掛金の掛金率を196‰から161‰に変更する。

イ　弁済方法

①　更生計画認可決定日に弁済期が到来している掛金

更生計画認可決定日から３か月以内に一括弁済する。

②　更生計画認可決定日に弁済期が到来していない掛金

別表12―１「第２、２」記載のとおり支払う。

⑷　国内社債権の弁済方法に関する特則

更生計画認可決定日から３か月以内に一括弁済する。

６　開始後利息等

全額について免除を受ける。

７　利息および損害金

本更生計画の定めに基づく期限内弁済には、利息および損害金を付さない。

８　株式の権利変更等

ＪＡＬＩは、ＪＡＬＳおよびＪＬＣを合併した後、全発行済み株式を無償取得したうえで自己株式を全部消却し、機構から払込みを受け募集株式を発行する。

合併後のＪＡＬＩの新資本金等の額は、以下のとおりとする。

資　本　金	金1,750億円
資本準備金	金1,750億円

第４章　更生債権等に関する権利の変更と弁済・納付方法

第１節　更生３社に対する重複債権の権利の変更

第１　重複債権の定義（省略）

第２　重複債権の取扱い（省略）

第３　権利の変更の内容

第２に基づき権利の行使を認める債権の明細は別表８の「権利行使を認める債権」欄記載のとおりであり、全額免除を受ける債権は同表の「消滅する債権」欄記載のとおりである。

消滅する債権は、更生計画認可決定日の翌日に全額免除を受ける。

第２節　更生担保権

第１　更生担保権の権利変更

１　確定更生担保権

ＪＡＬＩ	291,442,669,221円
ＪＡＬＳ	3,742,220,000円
ＪＬＣ	800,415,000円
３社合計	295,985,304,221円

２　権利の変更および弁済方法の原則

⑴　権利の変更および弁済方法

１の別表記載の確定更生担保権額全額について、平成24年から平成30年まで毎年３月末日限り、同別表記載のとおり年１回の分割弁済をする。

ただし、処分対象目的物にかかる更生担保権については第２を、預金にかかる更生担保権については第３をそれぞれ適用する。

⑵　繰上一括弁済

管財人は、⑴の定めにかかわらず、裁判所の許可を得て未弁済額を繰り上げて弁済することができる。

ただし、繰り上げによる早期一括弁済を行う場合でも、繰り上げ弁済を受けないことについて管財人と合意した更生担保権者がいるときは、当該更生担保権者についてのみ繰り上げ弁済を行わないことができる。

⑶　更生担保権の目的たる財産の売却

管財人は、第２に定める特則の適用対象外または適用期間経過後であっても、更生担保権の目的たる財産について、更生担保権を有する者と事前協議を行ったうえ、裁判所の許可を得て、売却することができる。

担保権者は、管財人から書面による要請があった場合には、２週間以内に当該担保権の抹消に必要な書類を管財人に対し交付する。

上記売却にあたり、管財人は、当該目的物の担保権者のため、当該担保権の「確定更生担保権額」のうち残存する金額を限度とする管財人名義の定期預金に対する質権への担保変換を行い、爾後担保権は当該預金上に存続する。

ただし、預金への担保変換がなされても、当該更生担保権の権利変更および弁済方法へは影響を及ぼさない。

第２　処分対象目的物を処分した場合に関する特則

１　定義規定

⑴　処分対象目的物

別表16―１ないし７記載の更生担保権目的物をいう。

⑵　実質売却価額

各更生担保権目的物につき、売却代金または最低売却額の保証付きの委託販売（ただし、貯蔵品に限る。）における最低売却保証額（消費税および地方消費税を除く。）から控除費用一覧表記載の費用（消費税および地方消費税を除く。）を控除した額をいう。

平成23年３月10日時点において金額が確定していない費用については、更生３社の見積額をもって控除費用とする。

【控除費用一覧】（省略）